

西教委社文発第2号
平成17年4月21日
(2005年)

西宮市社会教育委員会議
議長 柿木 健一郎 様

西宮市教育委員会
教育委員長 尾崎 八郎

公民館運営審議会の今後のあり方について（諮問）

次に掲げる事項について、下記の理由を添えて諮問します。

< 諮問事項 >

西宮市立公民館運営審議会の今後のあり方について

< 諮問理由 >

公民館を取り巻く状況は、ここ数年に大きく変化してきています。平成11年に社会教育法が改正され、公民館運営審議会が必置の附属機関から任意設置の附属機関へと変わりました。また、本市においても平成17年2月に策定された第3次行財政改善実施計画において、公民館活動推進員の見直しや審議会等の見直しが明記されています。

昭和24年に施行された社会教育法に基づき設置された公民館ですが、利用者である住民の意思を汲み取りながら運営するため、当初は各館に公民館運営審議会が設けられていました。昭和37年当時、西宮市は公民館建設期を迎え、同委員の数は100人を越える状況となっていました。

現在の西宮市立公民館運営審議会は、昭和38年に、市内の各公民館運営審議会を統合し、事業の企画実施について一体的に調査審議する機関として委員数25人で

設置されました。これに併せ、各地区にボランティア組織として協力員制度が創設されました。協力員は当初、各館20名以内でしたが、後に40名以内に拡大され、全市で700名を超える人員で構成されていました。

昭和52年には、市財政再建計画によって公民館体制が見直され、拠点館制が導入されました。また、地域が自ら事業を企画実施できるよう、協力員制度を改め公民館活動推進員会制度を創設しました。平成17年4月現在、同審議会委員は14名、公民館活動推進員は161名となっています。

この間、市民の趣向の変化や余暇活動の多様化、民間企業の生涯学習分野への進出など社会情勢が変化し、「地域の憩いの場、ふれあいの場、学習の場」として公民館の果たすべき役割が、改めて問われています。人々のつながりの希薄化が進む中、人間性を取り戻す場として公民館に期待が寄せられていますが、そのための事業運営には、より広い視点が必要です。

公民館運営審議会は中央公民館長の諮問機関ではありませんが、社会教育全般に関わる問題として西宮市教育委員会の基本的な考え方を整理するため、社会教育委員会に諮問するものです。

なお、阪神間においては、社会教育委員会と公民館運営審議会を統合したり委員を兼務したりする市が増えているのが現状です。